



Step1
契約・法務
英→日

テーマ A
各種契約書

目次

例題.....	5
練習課題.....	15
添削課題.....	23
添削課題 C-101 Confidentiality Agreement	24
添削課題 C-102 5. PRODUCT	25
練習課題の解答例.....	27

Sidelight 1 契約書の構成.....	14
Sidelight 2 shall/will/may	21
翻訳コーディネーターJun のぼやき日記	19

例題

例題 1

契約書の冒頭に記載される前文と呼ばれる部分です。契約当事者の名称、所在地、契約締結日などが記されます。

This AGREEMENT, made this 1st of April 2000, by and between DI Semiconductor GmbH, having its principal place of business at Neue Strasse1, Berlin (hereinafter referred to as "DI Semiconductor") and Anderson Co., Ltd, having its principal place of business at Nordborg1, Copenhagen (hereinafter referred to as "Customer"),
WITNESSETH:

【用語解説】

▼ made [締結される]

「締結する」という意味を表す動詞として、make の他、enter into もよく使われます。

▼ this [この (訳さなくてよい)]

契約書の前文に締結日を記載する場合に、日付の前に this を置くケースが多々見られます。直訳すると「この (今年の)」となりますが、通常は年月日が明記されていますので、あえて訳出しないケースがほとんどです。

▼ by and between [～により、～の間で]

by も between も「～により」「～の間で」という意味です。このように、英文契約書では、同義語を併記する傾向がありますが、翻訳する際には、ひとくくりにして考えます。

▼ principal place of business [主たる営業所、主たる事務所、本社]

principal office も同じ意味です。会社のホームページなどで確認して、本社の所在地であることが確認できる場合には「本社」と訳すなど、適宜訳し分けます。

▼ hereinafter referred to as [以下～という]

hereinafter の here は、「本契約」を指します。他に類似した表現として、herein、hereto、hereby などがあります。

【翻訳のポイント】

- between A and B の構文を正確に訳しましょう。
- 社名・人名・住所などの固有名詞は、誤記・誤解・郵送上の問題などを避けるため、原文表記のままが良いとされています。本テキストでもその方針になります。

【参考訳例】

本契約は、2000年4月1日に、Neue Strasse1, Berlin に主たる事務所を有する DI Semiconductor GmbH（以下「DI Semiconductor」という）と、Nordborg1, Copenhagen に主たる事務所を有する Anderson Co., Ltd.（以下「本顧客」という）との間で締結され、以下のことを証する。

【背景知識】

- ☞ WITNESSETH は、フォーマルな契約書形式で使用され、「以下のことを証する」を意味します（動詞、原型は witness）。主語は This AGREEMENT、目的節は WITNESSTH のすぐ後にくる WHEREAS 以下の部分です。WITNESSETH を使用する場合、契約書末尾は IN WITNESS WHEREOF、(以上を証するため)で締めくくられます。新しいスタイルの契約書では、これらの古語を省略し、This Agreement was made ～とします。この場合にも、訳文では、「以下のことを証する」とします。
- ☞ 最近の契約書の中には、WITNESSETH の代わりに Recitals や Preamble という用語を使用したものや前文を表す語を使用しないものもあります。
- ☞ principal place of business や principal office の代わりに、registered office という用語が使用されるケースも多くなっています。registered office は、会社の登記されている場所が、本社所在地と異なる場合に使用され、通常、日本の会社の場合は「本店」、イギリスやアメリカの会社の場合は「登記された事務所」「登録事務所」などと訳します。

練習課題

■練習課題（校閲）

次の原文と訳文を読み、正しい翻訳になるよう訳文に修正を加えてください。校閲作業を通して、訳文を客観的にみる力を養いましょう。解答は巻末にあります。

練習課題 1（校閲）

販売代理店契約書の支払条項です。

Payment by XXX to YYY shall be made in advance by means of telegraphic transfer within fourteen (14) days from the day of the receipt of the Proforma Invoice.

【訳文】

XXX から YYY への支払いは、プロフォーマ・インボイス受領の日から 14 日以内に、電信送金で行なわれるものとする。

練習課題 2（校閲）

販売代理店契約書の発注予測に関する条項からの抜粋です。

XXX shall, by the end of September each year, submit to YYY an annual order forecast of the Products on a monthly basis, for the period of one (1) year beginning from the first day of next April.

【訳文】

XXX は翌年 4 月 1 日から 1 年間、9 月末に、本製品の月別年間発注予測を YYY に提出するものとする。